

台湾
特許規則

2004年4月7日改正公布

2004年7月1日施行

2008年8月19日改正公布

目次

第1章 総則

規則1

規則2

規則3

規則4

規則5

規則6

規則7

規則8

規則9

規則10

規則11

規則12

規則13

第2章 特許の出願及び審査

第1節 発明特許及び実用新案特許

規則14

規則15

規則16

規則17

規則18

規則19

規則20

規則21

規則22

規則23

規則24

規則25

規則26

規則27

規則28

規則29

第 2 節 意匠特許

規則 30

規則 31

規則 32

規則 33

規則 34

規則 35

規則 36

第 3 章 特許権

規則 37

規則 38

規則 39

規則 40

規則 41

規則 42

規則 43

規則 44

規則 45

規則 46

規則 47

規則 48

規則 49

規則 50

規則 51

規則 52

規則 53

第 4 章 公開及び公告

規則 54

規則 55

規則 56

第 5 章 附則

規則 57

第1章 総則

規則1

特許法(以下「法律」という)第137条の規定に従い、本施行規則を制定する。

規則2

法律の規定に従って行う申請は、法律第19条の規定により電子的手段によって行う場合を除き、書面によるものとし、かつ、書面には申請人が署名又は捺印するものとするが、特許代理人を既に選任しているときは、その署名又は捺印のみとすることができる。特許庁が必要とみなすときは、通知することにより、申請人の身分証明書又は法人設立証明書の提出を要求することができる。

法律及び本施行規則の規定により、書面をもって行う申請には、特許庁が指定する様式を使用しなければならない。様式の形式及び部数は、特許庁が定める。

規則3

科学用語の中国語翻訳が国立翻訳館(National Institute for Compilation and Translation)によって行われ、かつ、発表されている場合は、その公定訳を使用しなければならない。ただし、当該公定訳がないとき又は特許庁が必要とみなすときは、特許庁は申請人に対し、中国語で表示した用語に原語を付記するよう要求することができる。

申請書及びそれに関連する全ての書類は、中国語によるものでなければならない。証拠書類が外国語で作成されている場合において、特許庁が必要と考えるときは、特許庁は申請人に対し、その全文又は抜粋の中国語翻訳文を提出するよう要求することができる。

規則4

法律及び本施行規則の規定に従って提出する証明書類は、その原本でなければならない。申請人は、証明書類の写真複写が原本と一致していることを明らかにすることにより、原本に代えてその写真複写を提出することができる。ただし、証明書類の写真複写を無効の証拠として提出するときは、写真複写が原本と一致していることが証明されていなければならない。

特許庁は、証明書類の原本が正しいものであり、誤りがないことを確認したときは、原本を申請人に返却するものとする。

規則5

申請人が提出した書類及び物品を特許庁が受領した日を、その受領日とする。ただし、その引渡し書留郵便によって行われた場合は、郵便物の消印の日付をその受領日とする。

規則6

法律及び本施行規則に規定されている期限に関し、申請人はその満了前に、特許庁に期限延長の申請をすることができる。

規則 7

申請人の名称又は資格、印鑑、居所又は営業所宛先の変更について登録申請をするときは、同時に、それを証明する書類を提出しなければならない。変更の証明が必要ないときは、この規定は適用しない。

規則 8

申請人が特許弁護士を選任したときは、特許庁に対し、特許弁護士に付与した権限の範囲及び送達受領宛先を記載した委任状を提出しなければならない。

特許弁護士の数は3以下とする。

2以上の特許弁護士が選任されているときは、各々が申請人を代理することができる。

選任が前段落の規定に反して行われた場合であっても、特許弁護士は、各人が申請人の代理で手続をすることができる。

特許弁護士は、本人の承諾を得て、他の者を復代理人に選任することができる。

権限又は代理人を変更する場合、特許庁に書面による届出がなされていない限り、特許庁はその変更を承認しない。

特許代理人の宛先又は印鑑の変更については、特許庁に訂正の届出をしなければならない。

申請人は、第三者を受領者に指名する委託書を提出することができる。

規則 9

申請が手続の法定様式に合致しておらず、補足されるべきであるときは、特許庁は申請人に通知し、所定の期間内に補足をするよう求めるものとする。所定の期限内に補足がされなかった場合又は補足が不十分であった場合は、その申請は法律第17条第1段落の規定に従って処理する。

規則 10

法律第17条第2段落の規定に基づいて原状回復の申請をするときは、申請人は特許庁に対し、遅延理由及び日付を付して、(障害の)消滅に係る事情を記載した申請書を、証拠書類を添えて提出しなければならない。

規則 11

法律第27条第1段落に規定した12月の期間は、最初に外国で行った出願の出願日の翌日を起算日とし、法律第25条第3段落に規定した出願日までを対象とする。

法律第129条第2段落に規定した6月の期間は、最初に外国で行った出願の出願日の翌日を起算日とし、法律第116条第3段落に規定した出願日までを対象とする。

規則 12

法律第10条の規定に従って特許出願権者の変更を申請するときは、特許出願権に係る所有権に関する合意書又は関連性を有するそれ以外の証明書類を提出しなければならない。

法律第10条の規定に従って特許権者の変更を申請するときは、特許証及び特許の所有権に関する合意書又は関連性を有するそれ以外の証明書類を提出しなければならない。

規則 13

特許出願権の承継による出願権者の変更を申請するときは、出願人は、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 名義変更が譲渡によるものである場合は、特許出願権の譲渡に関する証書又は譲渡人が提供するそれ以外の証明書類。ただし、譲渡が会社合併によるものである場合は、合併に関する証拠書類
- (2) 名義変更が相続によるものである場合は、死亡証明書及び承継に関する証書

第2章 特許の出願及び審査

第1節 発明特許及び実用新案特許

規則14

発明特許又は実用新案特許の出願をするときは、願書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発明又は実用新案の名称
 - (2) 発明者又は考案者の名称，国籍
 - (3) 出願人の名称，国籍，住所／居所又は営業所宛先。代表者を指名しているときは，代表者の名称も併記すること
 - (4) 特許弁護士を選任しているときは，その名称及び事務所宛先
- 次に掲げる事情の何れかに該当している場合は、願書にその旨の申立を記載しなければならない。
- (1) 出願人が、法律第22条第2段落(1)若しくは(2)又は法律第94条第2段落(1)若しくは(2)に規定されている事実を主張すること
 - (2) 出願人が、法律第27条第1段落に規定されている優先権を主張すること
 - (3) 出願人が、法律第29条第1段落に規定されている優先権を主張すること
 - (4) 発明特許出願が生物学的材料に係る又は生物学的材料の利用に係るものであること

規則15

発明特許又は実用新案特許の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発明又は実用新案の名称
- (2) 発明又は実用新案の要約
- (3) 発明又は実用新案の説明
- (4) クレーム

発明又は実用新案の名称は、クレームの内容に合致していなければならない。関係のない文言は認めない。同じ内容の特許が外国で出願されていた場合、必要であれば、特許庁は出願人に通知し、外国における調査又は審査結果に関する書類を所定の期限内に提出するよう求めることができる。特許庁は、出願人が関係書類を提出しなかった場合、そのときに利用可能な資料及び情報を基にして、審査を進めることができる。

発明又は実用新案についての特許出願の場合、クレームにおいて使用する用語は、名称、要約及び明細書において使用する用語と一致していなければならない。

規則16

要約は、発明又は実用新案に係る特許出願に記載されている開示の概要を示すものでなければならない。要約は、解決すべき技術的課題、その課題に対する技術的解決の要旨、発明又は実用新案の主たる用途を明瞭に理解することができるように作成しなければならない。原則として、その文言は250語を超えてはならない。要約に化学式を記載するときは、発明の特徴を最も良く示す式を表示しなければならない。

発明又は実用新案の要約には、営業宣伝的文言を含めてはならない。

規則 17

発明又は実用新案の説明には、次に掲げる事項を含めなければならない。

- (1) 発明又は実用新案が関連している技術分野
 - (2) 先行技術：出願人が理解している先行技術を記載し、好ましくは、その技術を反映している文献名を列挙すること
 - (3) 発明又は実用新案の内容：発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその課題を解消するために採用する技術的解決方法を開示すること。併せて、その発明又は実用新案が、先行技術に対して有する長所を記載すること
 - (4) 発明又は実用新案の実施態様：発明又は実用新案を実施する少なくとも1の態様を表示すること。適切な場合は、その表示は、実施例の形で、また、図面があるときは、図面に言及して行わなければならない。
 - (5) 図面の中の図についての簡単な説明：明細書に図面を添付しているときは、図の順番に従い、簡単な表現で図の説明をし、図の主要部分についての参照番号を記載すること
- 発明又は実用新案の説明は、個々の項目について前段落に規定した順序と方法で作成し、見出しを付さなければならない。ただし、発明又は実用新案の性質上、異なる順序と方法を使用することによって一層良く理解することができるようになるときは、この限りでない。
- 発明特許出願が1又は2以上のヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列についての開示を含んでいるときは、特許庁が規定した基準による配列一覧を説明の別紙として提出しなければならない。コンピュータで読み取ることができる様式の写しを提出することもできる。
- 生物学的材料に関する又は生物学的材料の利用に関する発明について特許出願をするときは、提出が義務付けられている情報に、その学名、細菌学的特徴及び必要なゲノム・マップを含めなければならない。

規則 18

発明又は実用新案のクレームは、複数の独立クレームとして表示することができる。クレームの数は、発明又は創作の開示内容に適合していなければならない。必要な場合は、前記のクレームは複数の従属クレームを有することができる。独立クレーム及び従属クレームは、その従属関係に従ったアラビア数字の番号の順に連続して配置しなければならない。

独立クレームは、クレームする主題及び実施するための基本的な技術的特徴を明確に定義していなければならない。

従属クレームは、それが従属するクレームの番号及びクレームされている主題及び、それに追加される技術的特徴を、明記しなければならない。従属クレームについて解釈をするときは、それが従属先する全てのクレームに係る全ての技術的特徴を考慮しなければならない。2以上のクレームに従属する従属クレームは多数項従属クレームと呼ぶものとし、択一的 방식으로記載しなければならない。

従属クレームは、先行する従属クレーム又は独立クレームのみを引用することができる。ただし、多数項従属クレーム間での直接又は間接の従属は認めない。

独立クレーム又は従属クレームは、1の文章で表さなければならない。また、その内容は発明の説明の行番号、図、又は図の参照番号を引用する記載になってはならない。

クレームには化学式又は数式を含めることができるが、図面を含めてはならない。複数の技術的特徴を結合する点に特性を有する発明の場合は、クレームは手段プラス機能又は方法プラス機能の語法で示すことができる。クレームについて解釈をするときは、その解釈には、クレームに係る構造、材料若しくは行為又は発明の説明において開示されている機能に対応する同等の範囲を考慮しなければならない。

規則 19

発明又は実用新案に係る独立クレームを2部に分けて表示するときは、その前部には、クレームする内容、及び、クレームする内容を定義する上で必要な技術的特徴であるが、結合して先行技術をなすものを記載しなければならない。特徴部分は、「…のように改良した」という文言又はそれ以外の類似の表現で、発明又は実用新案の技術的特徴であって、先行技術とは異なるものを記載しなければならない。

独立クレームの範囲を定義するにあたっては、特徴部分に記載されている技術的特徴を、前部の技術的特徴と併せて使用する。

規則 20

発明又は実用新案の図面は工業製図法に基づいて明確に作成しなければならないが、各図面は、3分の2に縮尺した場合に、図面に開示されている全ての要素が明瞭に識別することができるものでなければならない。

図面には、図の番号及び参照番号を付すものとするが、説明の文言は、不可欠な場合を除き、記載してはならない。

図面には、図をその番号順に配置しなければならない。発明又は実用新案の技術的特徴を最も良く示す図を代表図として指定しなければならない。

規則 21

説明又は図面の頁が欠けているか又はそこに遺漏があった場合は、その訂正日を出願日とみなす。ただし、その訂正部分が、優先権を主張したときの先の出願に記載されている場合は、その出願の原出願日が保持されるものとする。

規則 22

法律第28条第2段落の規定による、対応する出願が受理されたことを証明する外国政府による書類は、その原本でなければならないが、写真複写で代替することは認めない。

規則 23

法律第32条第2段落の規定において言及した、いわゆる「単一の一般的発明概念」とは、2以上の発明又は実用新案が技術的に関連していることを意味するものとする。

前段落において言及した、「技術的に関連している発明又は実用新案」は、1又は2以上の同一性又は対応性を含んでおり、先行技術に貢献する特定の技術的特徴を有していなければならない。

規則 24

発明特許又は実用新案特許に係る分割出願をするときは、個々の分割出願について、次に掲げる書類を添付して願書を提出しなければならない。

- (1) 明細書及び必要な図面
- (2) 原出願及び必要な図面、並びに補正後の明細書及び必要な図面
- (3) 他に分割出願があるときは、その明細書及び必要な図面
- (4) 親出願と同一の優先権を主張するときは、親出願に係る証明された優先権書類
- (5) 親出願が法律第 22 条第 2 段落又は第 94 条第 2 段落の規定に定められている例外措置を請求していたときは、その事実を証拠立てる証明された書類、及び
- (6) 親出願における宣誓選任書

親出願と同一の優先権を主張するときは、個々の分割出願について、申立をしなければならない。

分割出願は、親出願に係る保護の種類を変更するものであってはならない。

規則 25

法律第 34 条、第 34 条を準用する第 108 条又は第 34 条を準用する第 129 条第 1 段落の規定に従って特許出願をするときは、出願人は特許庁に、原出願の明細書、必要な図面又は図面の説明を添付した願書及び無効審判請求に対する決定書の写真複写を提出しなければならない。

規則 26

発明特許出願の実体審査を請求するときは、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 出願番号
- (2) 発明の名称
- (3) 実体審査請求人の名称、国籍、住所／居所又は営業所宛先。代表者を指名しているときは、代表者の名称
- (4) 特許弁護士を選任しているときは、特許弁護士の名称及び事務所宛先
- (5) 請求人が出願人であるか否かということ

規則 27

発明特許の優先審査を請求するときは、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 出願番号及び公開番号
 - (2) 発明の名称
 - (3) 優先審査を請求する出願人の名称、国籍、住所／居所又は営業所宛先。代表者を指名しているときは、代表者の名称
 - (4) 特許弁護士を選任しているときは、特許弁護士の名称及び事務所宛先
 - (5) 請求人が特許出願人であるか否かということ
 - (6) 業としての実施状況に関する陳述書。契約がある場合は、契約による実施状況
- 優先審査を請求する発明出願について未だ実体審査を請求していない場合は、前段落に規定した実体審査を請求しなければならない。

法律第 39 条第 2 段落の規定によって提出を要求される関連性を有する証拠書類は、法律第 40 条第 1 段落の規定に定めた業としての実施事実に係る通知書、宣伝用カタログその他の書面書類である。

規則 28

法律の規定に従って明細書又は図面の補足又は補正をするときは、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 補正後の明細書紙面であって、補足又は補正に係る部分に下線を付したもの
- (2) 明細書又は図面の差替紙面であって、補足又は補正部分に下線を付していないもの。補足又は補正の結果、元の明細書又は図面の頁番号が連続しなくなる場合は、補足又は補正の後の明細書又は図面の完全な一式を提出しなければならない。

規則 29

特許庁が特許出願人に通知し、面接を受けるために出頭すること、実験を行うこと、ひな形若しくは見本を補足すること、又は明細書、図面若しくは図の説明を補正することを求め、出願人が指定された期限内にその行為をしなかったか又は通知の内容に応じた行為をしなかった場合は、特許庁は使用可能な情報を基にして審査手続を進めることができる。

第2節 意匠特許

規則 30

意匠出願をするときは、願書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 意匠を利用する物品の名称
- (2) 創作者の名称及び国籍
- (3) 出願人の名称、国籍、住所／居所又は営業所宛先。代表者を指名しているときは、代表者の名称
- (4) 特許弁護士を選任しているときは、その名称及び事務所宛先

次に掲げる事情の何れかに該当している場合は、願書に、それに係る事実を申し立てなければならない。

- (1) 法律第110条第2段落(1)の規定に定められている例外措置を要求したこと
- (2) 法律第129条において準用する第27条第1段落の規定に定められている優先権を主張すること

規則 31

意匠の明細書及び図面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 新規意匠を利用する物品の名称
- (2) 意匠の説明
- (3) 図面中の図の説明
- (4) 図面

新規意匠について特許出願をするときは、透視図又は意匠の特徴を最も良く示す図を指定しなければならない。同じ内容の特許が外国で出願されていた場合、必要であれば、特許庁は出願人に通知し、外国における調査又は審査結果に関する書類を所定の期間内に提出するよう求めることができる。出願者が関係書類を提出しなかった場合、特許庁は、その時点で使用可能な資料及び情報を基にして審査手続を進めることができる。

規則 32

意匠に係る物品の名称は、意匠を利用する物品を明確に指定するものでなければならない。関係のない文言を付加してはならない。指定物品が部品であるときは、その部品を組み込む物品についての説明を併記しなければならない。

意匠の説明は、使用に係る指定物品及び意匠の特徴を示すものでなければならない。図面に表示した物品の外観が、使用する種々の材料、機能の調整又は使用状態の変化に応じて変化する場合は、簡単な説明をしなければならない。

意匠を示す図面には、個々の図の名称を付記しなければならない。複数の図が有する同一性若しくは対称性又はその他の理由による省略があるときは、その旨を図面中の図の説明に明確に付記しなければならない。

規則 33

意匠の図面は、1の透視図と6面図(すなわち、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図)、又は2以上の透視図の形で表示しなければならない。意匠が境目のない平面に

使用される場合は、意匠の平面図及び模様を提出しなければならない。

前段落に規定した意匠の図面には、補助図面を追加することができる。

図面は、工業製図法を使用して作成し、インクをもって明確に描かれているものであるか、又は写真若しくはコンピュータ出力でなければならない。色彩を主張するときは、物品に使用する色彩を示す色彩配合を、全ての色彩を対象とする産業用色彩ガイドコードによる説明又は色彩カードと共に提出しなければならない。

何れかの図における開示が、意匠内容以外のものであるときは、その図には、参考図である旨を付記しなければならない。必要ときは、参考図を、意匠における創作の説明に記載しなければならない。

規則 34

1 の意匠出願を 2 以上の独立した出願に分割するときは、各分割出願について、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 図面の説明
- (2) 原出願に開示した図面の説明及び補正後の図面の説明
- (3) 他に分割出願があるときは、各分割出願に係る図面の説明
- (4) 原出願について優先権を主張していたときは、原出願に係る優先権を証明する書類
- (5) 法律第 110 条第 2 段落の規定に定められている例外措置を要求していたときは、それに係る事実を裏付ける証拠書類
- (6) 原出願における宣誓選任書

出願人が原出願の優先権を主張するときは、各分割出願に係る申請書においてその申立をしなければならない。

規則 35

法律の規定に従って意匠図面の説明を補足又は補正するときは、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 図面の説明についての訂正した紙面であって、訂正部分に下線を付したもの
 - (2) 補足又は訂正をした後の、図面の説明の完全な一式であって、下線を付していないもの。
- ただし、補足又は補正を図面のみについて行う場合は、補足又は補正をした後の図面の完全な一式を提出しなければならない。

規則 36

関連意匠出願をするときは、願書には原意匠特許の出願番号を記載し、原意匠の明細書及び図面の写し 1 部を添付しなければならない。

特許庁は、関連意匠特許についての特許権の付与は、原意匠出願について特許を付与した後でなければしてはならない。関連意匠特許を付与したときは、原特許証にその旨を付記しなければならない。

前 6 規則の規定は、関連意匠に準用する。

第3章 特許権

規則 37

法律第 57 条第 1 段落(2)及び(3), 第 87 条第 1 段落, 第 57 条第 1 段落(2)及び(3)を準用する第 108 条, 第 125 条第 1 段落(2)及び(3)の規定にいう「出願前」という表現は, 第 27 条第 1 段落又は第 29 条第 1 段落の規定に基づいて優先権が主張されているときは, 優先日前を意味するものとする。

規則 38

法律第 57 条第 2 段落及び第 125 条第 2 段落の規定にいう「元の事業」という表現は, 第 57 条第 1 段落(2)及び第 125 条第 1 段落(2)の場合は「出願前の事業規模」を意味し, 第 57 条第 1 段落(5), 第 125 条第 1 段落(5)の場合は「無効審判請求の提起前の事業規模」を意味するものとする。

規則 39

法律第 57 条第 2 段落及び第 125 条第 2 段落の規定にいう「販売をすることができる地域」という表現は, 裁判所が, 契約に係る合意, 関係当事者の真の意図, 取引慣行又はその他の客観的事実を基にして決定する地域とする。

規則 40

特許権譲渡の登録及び新特許証の交付を申請するときは, 原特許権者又は譲受人は申請書, 原特許証及び特許権譲渡契約書又は当該譲渡を証明するそれ以外の書類を提出しなければならない。

特許権承継の登録及び新特許証交付の申請が会社の合併を事由とするものであるときは, 要求する裏付書類は, 当該合併を証明する書類とする。

規則 41

特許権信託の登録及び新特許証の交付を申請するときは, 原特許権者又は受託者は, 次に掲げる書類を添付して, 申請書, 原特許証を提出しなければならない。

- (1) 特許権信託の登録に関しては, 信託契約書又は当該信託の取決を証明する書類
- (2) 信託の登録であって, 信託関係の消滅により, その対象とする特許権を受託者が取得した後であるものに関しては, 信託契約書又は信託関係の消滅を証明する書類
- (3) 信託帰属の登録であって, 信託関係の消滅により, 特許権が第三者に帰属した後であるものに関しては, 信託契約書又は信託による権利の帰属を証明する書類
- (4) 特許権信託登録に係るその他の事項の変更に関しては, 当該変更を証明する書類

規則 42

特許権に係るライセンスの登録を請求するときは, 特許権者又は実施権者は, ライセンス許諾契約書又は当該ライセンスを証明する証拠書類を添付して, 請求書を提出しなければならない。

前段落の規定に基づいて提出するライセンス許諾契約書又は証拠書類は, ライセンスに係る

範囲、地域及び期間を記載していなければならない。ライセンス期間は、特許権の存続期間内に限定しなければならない。

規則 43

特許権に係る質権の登録を請求するときは、特許権者又は質権者は、次に掲げる書類を添付して、請求書及び特許証を提出しなければならない。

- (1) 特許権に設定した質権の登録に関しては、質権設定契約書
 - (2) 質権についての変更の登録に関しては、当該変更を証明する書類
 - (3) 特許権に係る質権の消滅の登録に関しては、質権付債務が完全に返済されたことを証明する書類又は関係当事者全員が質権登録の抹消を承諾していることを証明する証拠書類
- 前段落(1)において要求する質権設定契約書は、発明、実用新案の名称、又は新規意匠に係る物品の名称、特許証の番号、質権に係る債務額を記載していなければならない。質権の存続期間は、特許権の存続期間を超えないように制限しなければならない。

第1段落に規定した登録の措置をとるときは、特許庁は、それに関連する事項を特許証及び特許登録簿に付記しなければならない。

規則 44

特許権承継の登録及び新特許証の交付を申請するときは、死亡証明書及び承継に係る証書を添付して、申請書を提出しなければならない。また、同時に、原特許証を提出しなければならない。

規則 45

発明特許又は実用新案特許の特許権者が明細書又は図面の訂正を申請するときは、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 明細書を訂正した紙面であって、訂正部分に下線を付したもの
- (2) 訂正に伴う下線を付していない明細書又は図面の差替頁。当該訂正の結果、元の明細書又は図面の頁番号が連続しなくなる場合は、訂正後の明細書又は図面の完全な一式を提出しなければならない。

規則 46

強制ライセンスの付与を申請するときは、実施計画の明細、強制ライセンス申請の理由及びその関連書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

強制ライセンスの取消を申請するときは、証拠書類を添付して、強制ライセンスを取り消すための明白な理由を記載した申請書を提出しなければならない。

規則 47

特許が消滅した又は特許の取消が確定した後では、法律第79条の規定による特許証番号の表示をしてはならない。

規則 48

特許証が破棄されるか又は使用することができない程に損傷若しくは破損されたときは、特

許権者は、理由を書面に記載し、代替又は新たな特許証の交付を申請しなければならない。
破損された特許証は、特許庁に返却しなければならない。

規則 49

意匠特許の特許権者が図面の説明を訂正するための申請をするときは、次に掲げる書類を添付して、申請書を提出しなければならない。

- (1) 図面の説明を訂正した紙面であって、訂正部分に下線を付したもの
- (2) 訂正後の、図面の説明の完全な一式であって、下線を付していないもの。ただし、図面のみについて訂正をするときは、訂正後の図面の完全な一式を提出しなければならない。

規則 50

法律第 103 条第 1 段落に規定した実用新案についての技術報告書(以下「技術評価書」と表記する)の交付を申請するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 出願番号
- (2) 実用新案の名称
- (3) 技術評価書の交付を申請する出願人の名称、住所／居所又は営業所宛先。代表者を指名しているときは、代表者の名称も併記すること
- (4) 特許弁護士を選任しているときは、その名称及び事務所宛先
- (5) 出願人が特許権者であるか否かということ

規則 51

法律第 103 条第 4 段落に規定した関連性を有する証拠書類には、特許権者が、業として特許を実施する権利を有さない者に対して出した通知書、業としての実施に係る事実を示す宣伝用カタログその他の書類を含める。

規則 52

実用新案技術評価書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 実用新案の特許番号
- (2) 出願番号
- (3) 出願日
- (4) 優先日
- (5) 技術評価書の交付申請がされた日
- (6) 実用新案の名称
- (7) 特許権者の名称、住所／居所又は営業所宛先
- (8) 特許弁護士を選任しているときは、特許弁護士の名称
- (9) 実用新案技術評価書の交付申請人の名称
- (10) 特許審査官の名称
- (11) 国際特許分類コード
- (12) 先行技術に関する文献の範囲
- (13) 比較結果

規則 53

特許登録簿には、次に掲げる情報を記載するものとする。

- (1) 発明，実用新案の名称又は意匠の利用に係る物品の名称
- (2) 特許存続期間
- (3) 特許権者の名称，国籍，住所／居所又は営業所宛先
- (4) 特許弁護士を選任しているときは，特許弁護士の名称及び事務所宛先
- (5) 出願日及び出願番号
- (6) 法律第 27 条第 1 段落の規定において定められている優先権が主張されていた場合は，対応する特許出願を最初にした外国の国名，それに係る出願番号及び出願日
- (7) 法律第 29 条第 1 段落の規定において定められている優先権が主張されていた場合は，それに係る出願番号及び出願日
- (8) 特許付与日及び特許番号
- (9) 関連意匠出願に係る出願日，特許付与日
- (10) 特許の譲渡又は相続による登録の日及び譲受人又は承継人の名称
- (11) 特許権に係る信託，抹消又は回復の登録日及び信託の設定者又は受託者の名称
- (12) 実施権者の名称及びライセンスの登録日
- (13) 特許に係る質権の設定，変更又は消滅の登録日及び質権者の名称
- (14) 強制実施権者の名称，国籍，住所／居所又は営業所宛先，及び強制ライセンスの承認又は取消の日
- (15) 新特許証交付の事由及び日付
- (16) 特許存続期間の延長及び承認日
- (17) 特許の消滅又は取消の事由及び日付
- (18) 寄託機関の名称，寄託日及び受託番号，及び
- (19) 特許に関連する前記以外の法定の権利及び事項

第4章 公開及び公告

規則 54

特許庁が発明特許出願を公開するときは、次に掲げる事項を公衆に公開するものとする。

- (1) 出願番号
 - (2) 公開番号
 - (3) 公開日
 - (4) 国際特許分類コード
 - (5) 出願日
 - (6) 発明の名称
 - (7) 発明者の名称
 - (8) 出願人の名称、住所／居所又は営業所宛先
 - (9) 特許弁護士を選任しているときは、特許弁護士の名称
 - (10) 発明の要約
 - (11) 発明の技術的特徴を最も良く示す図
 - (12) 法律第 27 条第 1 段落の規定に定められた優先権が主張されていたときは、対応する特許出願を最初にした外国の国名、その出願番号及び出願日
 - (13) 法律第 29 条第 1 段落の規定に定められた優先権が主張されていたときは、それに係る出願番号及び出願日
 - (14) 実体審査請求の有無、及び
 - (15) 補足又は補正に係る申請の有無
- 何人も、公開された出願の明細書又は図面について、閲覧、転写、写真撮影又は写しの作成をする申請をすることができる。

規則 55

特許出願に特許を付与したときは、次に掲げる事項を特許公報に公告するものとする。

- (1) 特許番号
- (2) 公告日
- (3) 発明特許出願の公開番号及び公開日
- (4) 国際特許分類コード又は国際意匠コード
- (5) 出願日
- (6) 出願番号
- (7) 発明特許、実用新案特許の名称、又は意匠の利用に係る物品
- (8) 発明者又は考案者・創作者の名称
- (9) 出願人の名称、住所／居所又は営業所宛先
- (10) 特許弁護士を選任しているときは、特許弁護士の名称
- (11) 発明特許又は実用新案特許のクレーム及び図面；意匠特許の図面
- (12) 図面又は図についての簡単な説明
- (13) 法律第 27 条第 1 段落の規定に定められた優先権が主張されていたときは、対応する特許出願を最初にした外国の国名、それに係る出願番号及び出願日
- (14) 法律第 29 条第 1 段落の規定に定められた優先権が主張されていたときは、それに係る

出願番号及び出願日，及び

(15) 生物学的材料に係る又は生物学的材料の利用に係る発明に関連する寄託機関の名称，寄託日及び受託番号

規則 56

出願人が，特許公告を遅延させる必要があると考えた場合は，出願人は(特許証)交付手数料及び最初の年金を納付するときに，特許庁に明白な理由を付した申請書を提出し，特許公告の延期を申請することができる。延期申請期間は，3月の期間を超えてはならない。

第5章 附則

規則 57

本施行規則は、法律の施行日から施行する。
本規則の修正条項は、公布日から発効する